

大学生、ロースクール生、司法試験受験生、修習生の皆さまへ

青法協兵庫県支部 学生ゼミ

優生保護法違憲最高裁大法廷判決

2024年7月3日、最高裁判所大法廷は、優生保護法が憲法13条及び憲法14条に反すると判断し、国に賠償を命じました。これを受けて、2025年1月17日に補償法が施行されました。

日本国憲法の下にありながら、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(第1条)ことを目的として掲げた優生保護法は、障害のある人たちの生存そのものを否定し、今もなお存在する障害者差別につながるものです。

今回は、新人の時から弁護団に所属している若手弁護士をお呼びし、最高裁判決の内容、訴訟経過、優生保護法の問題点、全面的解決に向けた動きなどについてお話いただきます。

なお、講演会の後は懇親会を開催予定です。学生、ロースクール生、司法試験受験生、修習生は無料です。皆様ふるってご参加ください!



日程

2025年 10月30日(木)

時間

18:00~19:30

会場

中央区文化センター会議室1102(11階)
(神戸市中央区東町115番地)

講師



相原 健吾 先生

神戸合同法律事務所

71期

参加無料!
Zoom併用!

関西四支部
連動企画!



【お申込みについて】

グーグルフォームでの事前申込制とさせていただきます。QRコードやURLよりお申込みください。<https://forms.gle/iu5JVwCMY5AjiKmJ7>



主催：青法協 兵庫県支部

お問い合わせ：弁護士 相原 健吾 TEL:078-371-0171 (神戸合同法律事務所)